

2024年度

一般財団法人富山県バスケットボール協会

第2回理事会



日時：2024年6月8日（土）定時評議員会終了後

場所：ボルファートとやま 瑠璃の間

2024年度一般財団法人富山県バスケットボール協会第2回理事会次第

1 開 会

2 代表理事挨拶

3 理事会成立

4 議 事

議案第1号	一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定について	・・・ 1
議案第2号	一般財団法人富山県バスケットボール協会代表理事の選定について	・・・ 2
議案第3号	一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について	・・・ 3
議案第4号	一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考委員会規程の一部改正について	・・・ 5
議案第5号	一般財団法人富山県バスケットボール協会顧問、相談役及び参与の委嘱について	・・・ 7
議案第6号	一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会及び部会における委員等の委嘱について	・・・ 8

5 報告・協議事項

- (1) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について
- (2) 2024年度の会議日程について

6 その他

7 閉 会

議案第 1 号

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第 25 条第 2 項及び第 26 条第 2 項の規定に基づき、会長、副会長、専務理事及び常務理事を次のように選定する。

2024年6月8日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

- | | | | | |
|---|------|--------|-------|-------|
| 1 | 会長 | 野上 浩太郎 | | |
| 2 | 副会長 | 牧田 和樹 | 丹羽 昭雅 | 近藤 裕世 |
| 3 | 専務理事 | 松倉 弘英 | | |
| 4 | 常務理事 | 構 富士雄 | 牧野 匡秀 | 酒匂 博臣 |

《一般財団法人富山県バスケットボール協会定款（抜粋）》

（役員）

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 5 名以上 20 名以内
- （2） 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を会長とし、4 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長の 1 名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事を除く副会長、専務理事及び常務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第 26 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 代表理事の副会長は、理事会の決議によって副会長の中から選定する。
- 4 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別な関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

議案第2号

一般財団法人富山県バスケットボール協会代表理事の選定について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第25条第3項及び第26条第3項の規定に基づき、副会長のうち代表理事を次のように選定する。

2024年6月8日 提出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 代表理事 牧田 和樹

《一般財団法人富山県バスケットボール協会定款（抜粋）》

（役員）

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 5名以上20名以内
- （2） 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長の1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事を除く副会長、専務理事及び常務理事をもって同法に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 代表理事の副会長は、理事会の決議によって副会長の中から選定する。

4 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができない。

5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別な関係がある者を含む。）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

議案第3号

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部改正について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

2024年6月8日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を改正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「8名以内」を「10名以内」に改める。

第14条第2項中「及び各委員会の委員長」を「並びに委員会及び部会の代表者」に改める。

第2章第5節の節名中「顧問」の次に「、相談役」を加える。

第19条（見出しを含む。）中「顧問」の次に「、相談役」を加える。

附 則

この規程は、2024年6月8日から施行する。

《参 考》改正の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;">（役員を選出）</p> <p>第10条 理事は、加盟団体等の推薦による者のほか、学識経験者から選出する。</p> <p>2 加盟団体の選出理事の数は10名以内、学識経験者の選出理事は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>3 監事は、加盟団体及び学識経験者から選出する。</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p style="text-align: center;">（理事会の開催）</p> <p>第14条 理事会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。</p> <p>2 監事<u>並びに委員会及び部会の代表者は</u>、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>顧問、相談役及び参与</u> （<u>顧問、相談役及び参与</u>の選任）</p> <p>第19条 <u>顧問、相談役及び参与</u>は、本協会に功労のあった者並びに富山県バスケットボールの普及及び発展に寄与した者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。</p> <p>第20条～第48条 略</p> <p>別表 略</p> <p>別図 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、2024年6月8日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 基本規程</p> <p>第1条～第9条 略</p> <p style="text-align: center;">（役員を選出）</p> <p>第10条 理事は、加盟団体等の推薦による者のほか、学識経験者から選出する。</p> <p>2 加盟団体の選出理事の数は10名以内、学識経験者の選出理事は<u>8名以内</u>とする。</p> <p>3 監事は、加盟団体及び学識経験者から選出する。</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p style="text-align: center;">（理事会の開催）</p> <p>第14条 理事会は、原則として3か月に1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して理事会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時理事会を開催しなければならない。</p> <p>2 監事<u>及び各委員会の委員長は</u>、理事会に出席して意見を述べることができる。</p> <p>第15条～第18条 略</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>顧問及び参与</u> （<u>顧問及び参与</u>の選任）</p> <p>第19条 <u>顧問及び参与</u>は、本協会に功労のあった者並びに富山県バスケットボールの普及及び発展に寄与した者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。</p> <p>第20条～第48条 略</p> <p>別表 略</p> <p>別図 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第4号

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の一部改正
について

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の一部を改正する規程
を次のように制定する。

2024年6月8日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の一部を改
正する規程

一般財団法人富山県バスケットボール協会役員候補者選考規程の一部を次のように改
正する。

第5条第4項第1号中「25名以内」を「20名以内」に改める。

附 則

この規程は、2024年6月8日から施行する。

≪ 参 考 ≫ 改正の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 役員候補者選考規程</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p style="text-align: center;">（役員候補者の決定）</p> <p>第5条 委員会は、役員改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。</p> <p>2 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数をもって行う。否決の場合は、新たな候補者を選考し、当該候補者につき議決を行う。</p> <p>3 委員が役員候補者となる場合、当該委員は、当該議案の決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除くものとする。</p> <p>4 役員候補者数は、本協会定款第25条に定める次の各号のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 理事候補者 5名以上 <u>20名以内</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 監事候補者 2名</p> <p>5 理事候補者には、外部有識者（最初の就任時において、次の各号のいずれにも該当しない者）が理事総数の4分の1以上含まれるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計又はビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 過去4年間に、本協会の役職員又は評議員であった者</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 市町村バスケットボール協会、各種連盟、バスケットボール関連団体の役職者である者</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 本協会の役員又は職員の親族（4親等以内）である者</p> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この規程は、2024年6月8日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">一般財団法人富山県バスケットボール協会 役員候補者選考規程</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p style="text-align: center;">（役員候補者の決定）</p> <p>第5条 委員会は、役員改選を行う定時評議員会に付議する議案を決定する理事会の開催前に役員候補者を決定し、理事会に答申する。</p> <p>2 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数をもって行う。否決の場合は、新たな候補者を選考し、当該候補者につき議決を行う。</p> <p>3 委員が役員候補者となる場合、当該委員は、当該議案の決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除くものとする。</p> <p>4 役員候補者数は、本協会定款第25条に定める次の各号のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 理事候補者 5名以上 <u>25名以内</u></p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 監事候補者 2名</p> <p>5 理事候補者には、外部有識者（最初の就任時において、次の各号のいずれにも該当しない者）が理事総数の4分の1以上含まれるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者であっても、当該対象者が法務、会計又はビジネス等の（バスケットボール競技以外の分野の）専門的知見による貢献を期待して推薦された場合には、当該対象者を外部有識者とみなす。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 過去4年間に、本協会の役職員又は評議員であった者</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 市町村バスケットボール協会、各種連盟、バスケットボール関連団体の役職者である者</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 本協会の役員又は職員の親族（4親等以内）である者</p> <p>第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>

議案第 5 号

一般財団法人富山県バスケットボール協会顧問、相談役及び参与の委嘱について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第 4 4 条第 2 項の規定に基づき、顧問、相談役及び参与を次のように委嘱する。

2024年6月8日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野 上 浩太郎

1 顧 問	荻原 隆夫	平坂 義孝		
2 相 談 役	深松 篤夫	山崎 均		
3 参 与	青山 雍夫 大塚 保夫 羽田 保夫 柚木 俊二	稲葉 之忠 北川 義則 廣川 知巳	岩崎 修 佐野 憲正 福尾 博志	碓井 勝巳 谷口 博 山森 隆志

《一般財団法人富山県バスケットボール協会定款（抜粋）》

（顧問、相談役及び参与）

第 4 4 条 この法人に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 相談役は、会長及び副会長が必要と認める事項について、その相談に応じ意見を述べる
ことができる。

5 参与は、役員が必要と認める事項について、その相談に応じ意見を述べる
ことができる。

議案第6号

一般財団法人富山県バスケットボール協会委員会及び部会における委員等の委嘱について

一般財団法人富山県バスケットボール協会基本規程第21条第2項及び第29条第3項の規定に基づき、委員会及び部会における委員等を次のように委嘱する。

2024年6月8日 提 出

一般財団法人富山県バスケットボール協会
代表理事・会長 野上 浩太郎

1 委員会

(1) 総務委員会

委員長 杉本 賢二
副委員長 三部 修嗣
委員 川角 高士

(2) 裁定委員会

委員長 亀井 隆之
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄

(3) 規律委員会

委員長 亀井 隆之
副委員長 矢郷 正美
委員 構 富士雄

(4) 競技会委員会

委員長 牧野 匡秀
副委員長 島崎 基彦
委員 飯村 善行 櫻坂 壮一 茶谷 朋寛 中村 圭吾

(5) 審判委員会

委員長 竹田 雄介
副委員長 山田 隆介 山本 達也
委員 板井 巖 一ノ谷 聡 上瀧葵怜々 織田 倫充
嘉志麻有希 勝野 瑞貴 加藤 彩華 川田 哲也
河辺真由美 佐渡 光 惣万 直樹 竹内 雄亮
濱住 梓月 樋掛 雅則 堀田 翔 藤岳 昭紀
丸山 良明 柳原 弘彰

(6) TO委員会

委員長	石山 達也				
副委員長	大澤めぐみ	山本 達也			
委員	小川 祐貴	甲藤 楓	川田 哲也	喜入 大地	
	坂本 康耀	林 智奈			

(7) 育成委員会

委員長	東 良典				
副委員長	坂本 堯志	土田 直寛			
委員	荒川 和樹	五十里武史	日下 安啓	佐藤 肇	
	玉木 彰治	堀田 尚之			

(8) 指導者養成委員会

委員長	荒木 恒治				
副委員長	山本 練				
委員	西方 光洋	谷口 聡成	中谷栄太郎	沼田 雅之	
	松島 直志	松本 美紀	山本友佳梨		

(9) スポーツ医科学委員会

委員長	前坂 宣明				
副委員長	下条 竜一				
委員	岩澤 智宏	高浪 友之	牧野 紘士	松井 昭博	
	屋敷 健寿				

2 アンダーカテゴリー一部会

(1) U18カテゴリー一部会

部会長	阿部 充晴				
副部会長	大石 雄輝	西川 智希			

(2) U15カテゴリー一部会

部会長	平田 哲弘				
副部会長	大澤 健史				
部会員	関本 清嗣	茶谷 朋寛	津田 佳秀	中村 圭吾	
	橋本 晃洋				

(3) U12カテゴリー一部会

部会長	齊藤 栄				
副部会長	纒坂 壮一	畑 佳伸	宮腰 武典		
部会員	石塚 翔	磯部 秀昭	今井 敦文	岩崎 健	
	江田 正和	大崎和喜代	大口 裕樹	上島 幸人	
	上村 将太	河内 明美	川田 哲也	日下 安啓	
	小池 美春	西方 公洋	酒井 肇	坂本季代子	
	佐渡 光	嶋尻 智子	鈴木 昌男	竹内 雄亮	
	田村 仁志	永田 寛知	沼田 雅之	平尾 直樹	
	堀田 翔	牧田 宝葉	松本 美紀	横田 清人	

報告・協議事項(1)

一般財団法人富山県バスケットボール協会会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況について

一般財団法人富山県バスケットボール協会定款第27条第6項の規定により、会長、副会長、専務理事及び常務理事の職務執行状況を報告する。

職務執行状況一覧

月	日	出席会議、大会等	野上 会長	荻原 副会長	牧田 副会長	深松 副会長	山崎 副会長	松倉 専務理事	丹羽 常務理事	廣川 常務理事	構 常務理事
5	27	2024年度(一財)富山県バスケットボール協会第1回理事会		○	○	○	○	○	○	○	○
5	31	(公財)日本バスケットボール協会評議員選定委員会【オンライン】						○			
6	7	第77回富山県民体育大会打合せ会						○			
6	8	北信越国民スポーツ大会成年(男女)選手セレクション						○		○	
		2024年度(一財)富山県バスケットボール協会定時評議員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○

報告・協議事項(2)

2024年度の会議日程について

2024年度会議の今後の日程は、次のとおりとする。ただし、変更となる場合は、事前に案内する。

- 1 理事会(対象者:全役員及び委員会・部会の代表者)
 - 第1回 5月27日(月) 2023年度事業報告・決算報告、2024年度定時評議員会への提出案件等【実施済】
 - 第2回 6月8日(土) 2024年度役員改選に伴う案件等【本日】
 - 第3回 7月29日(月) 県選抜チーム選手の決定等
 - 第4回 11月27日(水) 前期事業報告・執行状況報告、表彰推薦等
 - 第5回 1月20日(月) 2025年度事業・予算要求案内等
 - 第6回 3月17日(月) 2025年度事業計画・予算の決定等

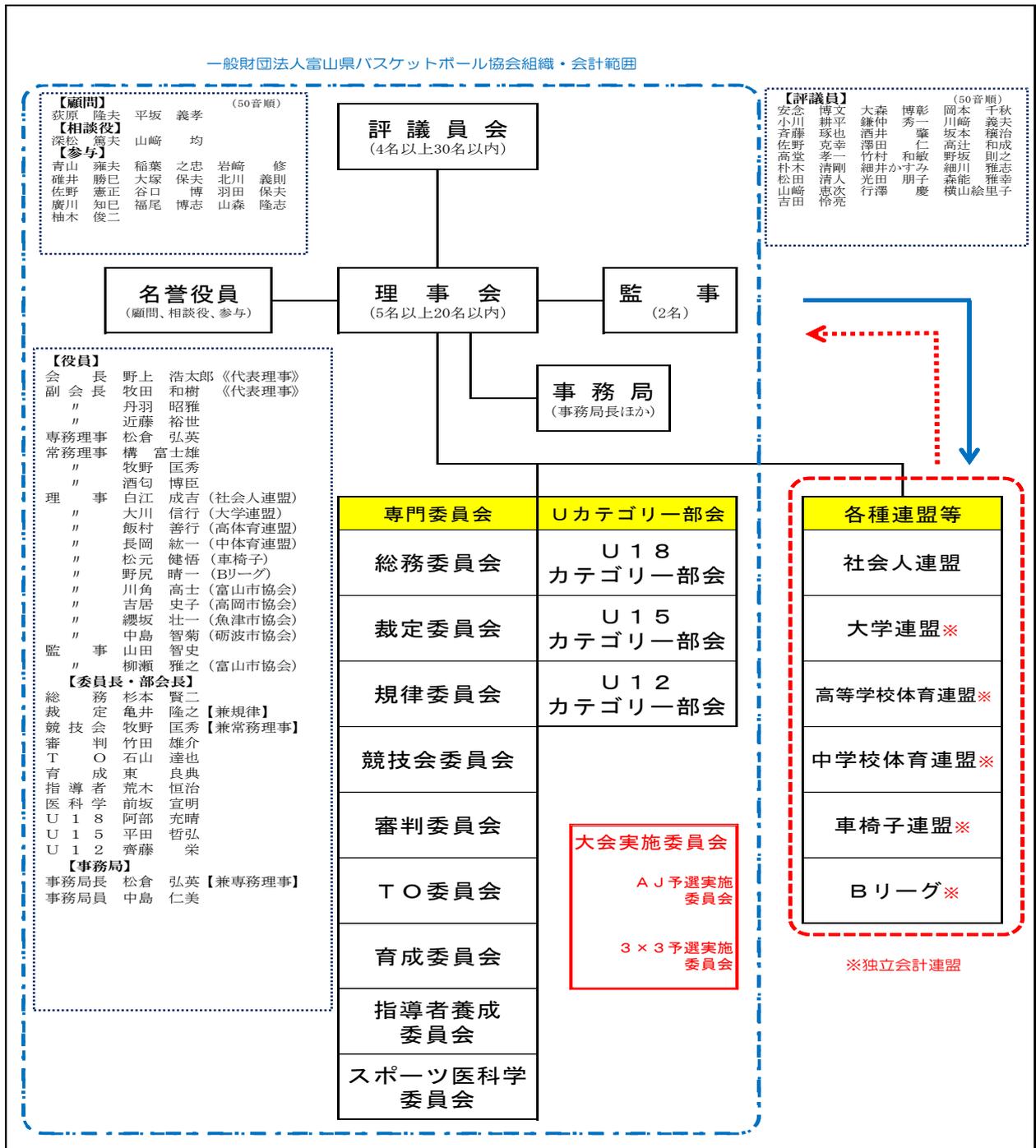
- 2 役員会(対象者:会長、副会長、専務・常務理事)
 - 第1回 5月21日(火) 第1回理事会向け【実施済】
 - 第2回 6月21日(金) 第3回理事会向け
 - 第3回 10月28日(月) 第4回理事会向け
 - 第4回 12月12日(木) 第5回理事会向け
 - 第5回 2月25日(火) 第6回理事会向け

その他

2024年度 (一財)富山県バスケットボール協会 組織図

2024年6月8日現在

一般財団法人富山県バスケットボール協会組織・会計範囲



市・町協会		
富山市協会	高岡市協会	魚津市協会
氷見市協会	滑川市協会	黒部市協会
砺波市協会	小矢部市協会	南砺市協会
射水市協会	上市町協会	立山町協会
入善町協会	朝日町協会	



活動費用の配分
 大会主管権の委譲
 各種事業の委託 (育成、指導者養成
 及び普及)



事業計画・予算の提出
 事業報告・決算の提出
 全ての大会要項・予算・決算の提出

2024年度(一財)富山県バスケットボール協会 分掌事務

- 1 総務委員会 (1) 定款、定款細則及び各種規程に関する事
(2) 評議員、評議員会及び理事会に関する事
(3) チーム等の加盟・登録に関する事
(4) 名誉会長、顧問及び参与の委嘱に関する事
(5) 会費の納付に関する事
(6) 市町村協会との連絡調整及び事業連携に関する事
(7) 表彰に関する事
(8) 他の委員会の所管に属さない事項に関する事
- 2 裁定委員会 (1) 懲罰対象事実の調査及び認定に関する事
(2) 懲罰案の作成及び裁定手続に関する事
- 3 規律委員会 (1) 競技及び競技会における違反行為の処置に関する事
(2) 競技及び競技会における規律の周知に関する事
- 4 競技会委員会 (1) 競技規則の運用に関する事
(2) 県内における全ての競技会の監理に関する事
(3) 県内における競技会日程の調整及び作成に関する事
(4) 北信越大会等の日程調整に関する事
- 5 審判委員会 (1) 競技規則の周知徹底に関する事
(2) 審判員の発掘と養成に関する事
(3) 各種大会の審判派遣に関する事
(4) 公認審判審査会の実施及び審判ライセンスの昇格に関する事
- 6 T O委員会 (1) T Oの普及強化に関する事
(2) 統一マニュアルに基づく、全カテゴリーの育成に関する事
- 7 育成委員会 (1) 競技者の育成強化に関する事
(2) 県選抜チームの編成、強化及び支援に関する事
(3) 強化計画の作成及び推進に関する事
- 8 指導者養成委員会 (1) 指導者の登録、育成及び資質の向上に関する事
(2) コーチライセンスの取得及び資格の認定に関する事
(3) 指導者養成講習会の開催に関する事
- 9 スポーツ医科学委員会 (1) バスケットボール競技に関する医科学サポート及び調査研究に関する事
(2) 選手のメディカルチェック、健康管理及び怪我の予防に関する事
(3) アンチドーピングに関する事
(4) 競技会及び強化事業(合宿及び遠征)における医科学サポートに関する事
- 10 Uカテゴリー部会 (1) チーム、選手及びスタッフの育成とモラル維持に関する事
(2) 各種大会の円滑な運営と新たな大会の検討に関する事
(3) 協会助成金の適正かつ透明な予算執行に関する事
- 11 事務局 (1) 事業計画及び事業報告に関する事
(2) 予算、決算その他財務に関する事
(3) 各種大会の広報、記録等の収集及び保存に関する事
(4) 報道機関との連携に関する事
(5) 共催及び後援の申請・承認に関する事
(6) ホームページの管理に関する事
(7) その他の庶務に関する事